

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第101号

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第104号）の施行期日は、平成17年12月27日とする。

（都市計画局都市景観部都市景観課）